

別表六(十九)

16欄又は21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六(十九) 平二十五・四・一以後終了事業年度分

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 法人名

御注意

資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人(中小企業等協同組合等を除きます。)は、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人(中小企業等協同組合等を除きます。)であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関の名称	1								
事業種目	2								
資産区分	3								
設備の名称	4								
取得年月日	5								
指定事業の用に供した年月日	6								
取得価額又は製作価額	7								
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8								
差引改定取得価額(7)-(8)	9								
法人税額の特別控除額の計算									
取得価額の合計額(9の合計)	10	円							円
税額控除限度額(10)× $\frac{7}{100}$	11								
当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12								
当期税額基準額(12)× $\frac{20}{100}$	13								
当期税額控除可能額(11)と(13)のうち少ない金額	14								
法人税額超過構成額(別表六(二十三)「23の②」)	15								
当期分の特別控除額(14)-(15)	16								
前期繰越税額控除限度超過額の計算									
前期繰越税額又は当期税額控除限度額	17								
繰越税額控除限度超過額(23の計)	18								
同上的うち当期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額	19								
法人税額超過構成額(別表六(二十三)「22の②」)	20								
当期繰越税額控除額(19)-(20)	21								
法人税額の特別控除額(16)+(21)	22								
翌期繰越税額控除限度超過額の計算									
事業年度又は連結事業年度	23								
前期繰越額又は当期税額控除限度額	24								
当期控除可能額等	25								
翌期繰越額(23)-(24)	26								
平	27								
平	28								
平	29								
計	30								
当期分	(11)								
合計	31								
設備の概要									

16欄
 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の12の3第2項」
 ②区分番号に、「00448」
 ③適用額欄に、当該別表六(十九)16欄の金額(円単位)を記載してください。

21欄
 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合(前期からの繰越税額控除がある場合)の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の12の3第3項」
 ②区分番号に、「00449」
 ③適用額欄に、当該別表六(十九)21欄の金額(円単位)を記載してください。